

## 国立大学法人の中期目標・中期計画の項目等について

平成15年7月

文部科学省

中 期 目 標	中 期 計 画
<p><b>(前文)大学の基本的な目標</b>  (注)大学の基本的な目標や使命を、自らの特性を踏まえ一層の個性化を図る観点から、明確かつ簡潔に記載してください。</p>	
<p><b>中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</b>  <b>1 中期目標の期間</b>    <b>2 教育研究上の基本組織</b>  (注)この中期目標を達成するため、別表に記載する学部、研究科及び附置研究所を置く旨を記載してください。</p>	
<p><b>大学の教育研究等の質の向上に関する目標</b>  <b>1 教育に関する目標</b>  <b>(1)教育の成果に関する目標</b>  (注)必要に応じ学士課程・大学院課程等に分けて記載してください。    <b>(2)教育内容等に関する目標</b>  (注)1.必要に応じ学士課程・大学院課程等に分けて記載してください。  2.アドミッション・ポリシーに関する基本方針や、教育課程、教育方法、成績評価等に関する基本方針を記載してください。    <b>(3)教育の実施体制等に関する目標</b>  (注)教職員の配置、教育環境の整備、教育の質の改善のた</p>	<p><b>大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>  <b>1 教育に関する目標を達成するための措置</b>  <b>(1)教育の成果に関する目標を達成するための措置</b>  (注)1.必要に応じ学士課程・大学院課程等に分けて記載してください。  2.各年度の学生収容定員を別表に記載してください。(様式は別紙参照)  3.記載事項の例：  教養教育の成果に関する具体的目標の設定  卒業後の進路等に関する具体的目標の設定  教育の成果・効果の検証に関する具体的方策 など    <b>(2)教育内容等に関する目標を達成するための措置</b>  (注)1.必要に応じ学士課程・大学院課程等に分けて記載してください。  2.記載事項の例：  アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策  教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策  授業形態、学習指導法等に関する具体的方策  適切な成績評価等の実施に関する具体的方策 など    <b>(3)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置</b>  (注)記載事項の例：</p>

めのシステム等に関する基本方針を記載してください。

#### (4) 学生への支援に関する目標

(注) 学生の学習支援や生活支援等に関する基本方針を記載してください。

### 2 研究に関する目標

#### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

(注) 目指すべき研究の水準や、成果の社会への還元等に関する基本方針を記載してください。

#### (2) 研究実施体制等の整備に関する目標

(注) 研究者等の配置、研究環境の整備、研究の質の向上システム等に関する基本方針を記載してください。

### 3 その他の目標

#### (1) 社会との連携、国際交流等に関する目標

(注) 教育研究における社会との連携・協力、国際交流・協力等に関する基本方針を記載してください。

適切な教職員の配置等に関する具体的方策  
教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策  
教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策  
教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策  
全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策  
学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項 など

#### (4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

(注) 記載事項の例：

学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策  
生活相談・就職支援等に関する具体的方策  
経済的支援に関する具体的方策  
社会人・留学生等に対する配慮 など

### 2 研究に関する目標を達成するための措置

#### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

(注) 記載事項の例：

目指すべき研究の方向性  
大学として重点的に取り組む領域  
成果の社会への還元に関する具体的方策  
研究の水準・成果の検証に関する具体的方策 など

#### (2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

(注) 記載事項の例：

適切な研究者等の配置に関する具体的方策  
研究資金の配分システムに関する具体的方策  
研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策  
知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策  
研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策  
全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策  
学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項 など

### 3 その他の目標を達成するための措置

#### (1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

(注) 記載事項の例：

地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策  
産学官連携の推進に関する具体的方策  
地域の公立大学等との連携・支援に関する具体的方策  
留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策  
教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策 など

## (2) 附属病院に関する目標

(注) 附属病院としての設置目的を踏まえ、医療の質の向上、運営等の基本方針を記載してください。

## (3) 附属学校に関する目標

(注) 附属学校としての設置目的を踏まえ、教育活動の基本方針や学校運営の改善の方向性等を記載してください。

### 業務運営の改善及び効率化に関する目標

#### 1 運営体制の改善に関する目標

(注) 効果的な組織運営や戦略的な学内資源配分の実現等に関する基本方針を記載してください。

#### 2 教育研究組織の見直しに関する目標

(注) 教育研究組織の柔軟かつ機動的な編成・見直し等に関する基本方針を記載してください。

#### 3 人事の適正化に関する目標

(注) 戦略的・効果的な人的資源の活用や非公務員型を生かした柔軟かつ多様な人事システムの構築等に関する基本方針を記載してください。

## (2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

(注) 記載事項の例：

医療サービスの向上や経営の効率化に関する具体的方策  
良質な医療人養成の具体的方策  
研究成果の診療への反映や先端医療の導入のための具体的方策  
適切な医療従事者等の配置に関する具体的方策 など

## (3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

(注) 記載事項の例：

大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策  
学校運営の改善に関する具体的方策  
附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策  
公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策など

### 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

(注) 記載事項の例：

全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策  
運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策  
学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的方策  
教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策  
全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策  
学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策  
内部監査機能の充実に関する具体的方策  
国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策 など

#### 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

(注) 1. 記載事項の例：

教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策  
教育研究組織の見直しの方向性 など

2. 学科・専攻等の設置に伴い、授与する学位の種類又は分野が変わる場合には、その旨を記載してください。

#### 3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(注) 記載事項の例：

人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策  
柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策  
任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策  
外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策  
事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

<p>4 <b>事務等の効率化・合理化に関する目標</b>  (注)事務処理の効率化・合理化や、事務組織の機能・編成の見直し等に関する基本方針を記載してください。</p>	<p>中長期的な観点に立った適切な人員(人件費)管理に関する具体的方策 など</p> <p>4 <b>事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</b>  (注)記載事項の例：  事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策  複数大学による共同業務処理に関する具体的方策  業務のアウトソーシング等に関する具体的方策 など</p>
<p>財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 <b>外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標</b></p> <p>2 <b>経費の抑制に関する目標</b></p> <p>3 <b>資産の運用管理の改善に関する目標</b></p>	<p>財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 <b>外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</b>  (注)記載事項の例：  科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体方策  収入を伴う事業の実施に関する具体的方策 など</p> <p>2 <b>経費の抑制に関する目標を達成するための措置</b>  (注)記載事項の例：  管理的経費の抑制に関する具体的方策 など</p> <p>3 <b>資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</b>  (注)記載事項の例：  資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策 など</p>
<p>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 <b>評価の充実に関する目標</b></p> <p>2 <b>情報公開等の推進に関する目標</b></p>	<p>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 <b>評価の充実に関する目標を達成するための措置</b>  (注)記載事項の例：  自己点検・評価の改善に関する具体的方策  評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策 など</p> <p>2 <b>情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置</b>  (注)記載事項の例：  大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策 など</p>
<p>その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 <b>施設設備の整備・活用等に関する目標</b>  (注)大学の教育研究等の目標や経営戦略を踏まえ、良好なキャンパス環境を形成するための基本方針を記載してください。</p> <p>2 <b>安全管理に関する目標</b></p>	<p>その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 <b>施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置</b>  (注)記載事項の例：  施設等の整備に関する具体的方策  施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策 など</p> <p>2 <b>安全管理に関する目標を達成するための措置</b></p>

(注) 記載事項の例：

労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策  
学生等の安全確保等に関する具体的方策 など

(その他の記載事項)(別紙に整理)

○予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画 ○出資計画 ○短期借入金の限度額  
○長期借入金又は債券発行の計画 ○重要財産の処分(譲渡・担保提供)計画 ○剰余金の使途  
施設・設備に関する計画

## (備考)

1. 本資料は、中期目標及び中期計画の記載事項と記載にあたって盛り込んでいただく必要のある内容を示したものです。ただし、各記載事項ごとの記載の仕方は、各大学の特性等に応じて様々に工夫してください。特に、中期計画欄中の「記載事項の例」は、あくまで記載内容として想定されるものを例示したものであり、各大学がその内容を検討する上での参考にしていただくためのものです。
2. 今後のスケジュールとしては、平成15年9月中(「その他の記載事項」については別途連絡する時期)に各大学から中期目標・中期計画の素案を文部科学省に提出し、10月以降、国立大学法人評価委員会で当該素案を審議(必要に応じ各大学からヒアリングを実施)することを見込んでいます。  
なお、中期目標・中期計画に関するその後の手続の一般的な流れとしては、次のようなことになると想定しています。  
国立大学法人評価委員会が中期目標・中期計画の素案について文部科学大臣に意見を出す場合には、評価委員会として意見を集約し、文部科学省を通じて各大学に連絡。(その意見等を踏まえ文部科学省でも検討。)  
この場合、各大学において、文部科学省から連絡された意見も参考に、必要があれば素案の修正について検討。  
平成16年4月の法人化後の正式な手続  
<中期目標>
  - ・各大学は経営協議会及び教育研究評議会で中期目標の原案について審議し、役員会の議を経て学長が文部科学大臣に提出。
  - ・文部科学大臣は中期目標の原案について、評価委員会の意見を聴き、財務省協議を経て、中期目標を大学に提示。<中期計画>
  - ・各大学は、経営協議会及び教育研究評議会で中期計画案について審議し、役員会の議を経て学長が文部科学大臣に中期計画案について認可申請。
  - ・文部科学大臣として、中期計画案について評価委員会の意見を聴き、財務省協議を経て、中期計画を認可。
3. 記載内容は、原則として全学的な視点からのもの(個々の学部・研究科・附置研究所等に係る内容でも全学的視点から特記すべきものも可)に限るものとし、各大学の特性を踏まえ一層の個性化を図る観点を考慮しつつ、明確かつ簡潔に記載してください。なお、中期計画には、事項により適宜数値目標や目標時期等を盛り込むことも検討してください。
4. 様式は、A4版横長用紙に横書きとしてください。
5. 中期目標・中期計画の素案のほか、その参考資料(文部科学大臣による提示・認可の対象外)として、「学部等に固有の具体的事項」を作成し、中期目標・中期計画の素案の提出と同時に文部科学省に提出してください。内容は、中期目標の「大学の教育研究等の質の向上に関する目標」及び中期計画の「大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置」に関して、学部・研究科・附置研究所など各大学の基本的な教育研究組織ごとに固有のより具体的な事項を記載してください。

- 6．中期計画として別紙に記載する各年度の学生収容定員については、学部・研究科等の単位で平成 16 年度の定員を全ての年度に記載してください。その際、医師、歯科医師、獣医師、教員及び船舶職員の養成に係る定員、及び 研究科における各課程（修士、博士、専門職学位）別の定員については、その内数を記載してください（別紙「学部等の記載例」参照）。
- 7．国立大学法人評価委員会による中期目標期間終了後の評価は、基本的に中期目標・中期計画の達成状況について行うことが見込まれます。このため、中期目標・中期計画は、評価の基本的な基準や要素としての性格を持ちますが、より具体的な評価の方法・基準等は、今後、同委員会にて別途検討することになります。
- 8．学部の学科、研究科の専攻に関しては、年度計画にその名称を記載してください（別紙「学部等の記載例」参照）。なお、各大学の平成 16 年度の年度計画については、別途、作成の方法やスケジュール等を連絡する予定です。（年度計画は、中期計画案の認可申請時に同時に提出していただく必要はありません。）

## 学部等の記載例

中期目標		中期計画		年度計画	
別表(学部、研究科等)		別表(収容定員)		別表(学部の学科、研究科の専攻等)	
学部	法学部 医学部 工学部	平成 16 年度	法学部 人 医学部 人 (うち医師養成に係る分野 人) 工学部 人	法学部	法学科
研究科	法学研究科 医学研究科 工学研究科		法学研究科 (うち修士課程 人 博士課程 人 法曹養成課程 人)	医学研究科 (うち... ) 工学研究科 (うち... )	医学部
附置研究所	医科学研究所 地震研究所	平成 17 年度	法学部 人 医学部 人 (うち医師養成に係る分野 人) 工学部 人	工学部	電子工学科 機械工学科 土木工学科
は全国共同利用の機能を有する附置研究所			法学研究科 人 ⋮ (以下略)	法学研究科 法学政治学専攻 法科大学院 医学研究科 医学専攻 国際保健学専攻 工学研究科 電子工学専攻 機械科学専攻	

注) 学科・専攻の設置に伴い、授与する学位の種類や分野が変わる場合は、年度計画だけでなく中期計画本文中にもその旨を記載。